

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和7年10月受付分）

## <故人が生前お世話になったため>

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| ○松崎 常雄 様 (端野町) 30,000円  | ○伊藤 恒 様 (端野町) 30,000円  |
| ○横島 忠雄 様 (端野町) 20,000円  | ○井上 孝雄 様 (端野町) 30,000円 |
| ○吉原 鷹子 様 (留辺薬町) 50,000円 | ○奥山 晃広 様 (札幌市) 20,000円 |
| ○平本 弘子 様 (東京都) 10,000円  |                        |

## <福祉推進のために>

- 畠中 富雄 様 (北見市) ≪10回目≫ 100,000円
- 高橋 知也 様 (留辺薬町) 405円
- (一社) 生命保険協会 旭川・北見協会 様 (旭川市) 50,000円
- ことぶき大学37期民舞同好会 様 (北見市) 4,000円
- 北見ことぶき大学自治会 様 (北見市) 19,418円
- 国際ソロプチミスト北見みんと 様 (北見市) 20,000円

## <歌の祭典チャリティー募金を地域福祉のために>

- るべしべ歌謡同好会 様 (留辺薬町) 14,400円